

インターネット利用に関する要綱

【趣旨】

第 1 条 この要綱は、湯浅町立各小・中学校（以下「学校」という）における日常の教育活動の中で、安全かつ効果的にインターネットを利用するために、児童生徒、教員及び関係者が遵守すべき規準を示すものである。

【インターネット利用の基本】

第 2 条 学校においてインターネットを利用する際、情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせ、情報化の発展に主体的に対応できる能力と態度を育てるように努めるものとする。

【管理運用体制】

第 3 条 校長は、校内におけるインターネット利用の適正を図り、個人情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、写真、図版、作品、作文、意見及び主張等の個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう）の保護、校内ネットワークシステムの管理及び機密保護に努めるため、運用体制を整備するとともに、インターネット利用に関する運用規約（以下「運用規約」という）を定めるものとする。

【セキュリティの確保】

第 4 条 ネットワークに接続するコンピュータから個人情報が外部に漏れることのないよう配慮するとともに、不正アクセスやコンピュータウイルス防止の対策を講じるものとする。

2 個人情報などの機密性の高いデータが保存されているコンピュータをイン

ターネットに接続しないものとする。

- 3 校長は個人データを保存するコンピュータ及びハードディスク等、データ管理を厳に行い、紛失、破壊、流失等が発生しないように安全策を講じなければならない。
- 4 個人データを含むコンピュータ及びハードディスク等を廃棄する場合は、確実にデータ破壊を行い、データ等が流失することのないように対策を講じるものとする。

【Web ページ（以下「ホームページ」という）による情報公開】

第 5 条 ホームページを公開する場合、学校の教育活動を主体として作成するとともに、校長の承認を得るものとする。

- 2 校長は、ホームページに情報を公開する場合は、本要綱及び運用規約に基づいた適正な内容であることを事前に確認するものとする。

【個人情報の保護】

第 6 条 ホームページへの個人情報の掲載は、校長が学校教育のために必要と認めただけに限るものとし、掲載された個人情報により本人が不利益を被ることがないように必要な対策を講じるものとする。

- 2 個人情報をホームページに掲載しようとするときは、必ず本人（児童生徒の場合は、保護者にも）に個人情報を掲載する趣旨及びその危険性について説明し、同意を得たうえで掲載するものとする。
- 3 ホームページに掲載された個人情報について、訂正又は削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じるものとする。
- 4 ホームページに掲載する個人情報の範囲は、次に定めるところによるものとする。

(1) 氏名

氏名については、校長が教育上必要と認めた場合に限るものとする。

(2) 写真

本人（児童生徒の場合は、保護者にも）に同意を得た場合のみ、個人写真を掲載することができるものとする。

(3) 作品

教育活動において作成された作品については、本人（児童生徒の場合は、保護者にも）の同意を得たうえで掲載する。

(4) 略歴

講師や被表彰者等を紹介する場合は、本人（児童生徒の場合は、保護者にも）の同意を得たうえで掲載することができる。

(5) その他の個人情報

本籍、住所、生年月日、家族関係、電話番号等の個人情報は掲載してはならない。

【電子メール及び電子掲示板等の利用】

第7条 電子メール及び電子掲示板等による情報発信を行う場合も、前2条の規定に準ずる取り扱いをするものとする。

【著作権の保護】

第8条 文章、絵画、写真、音楽、コンピュータプログラム等の情報については、著作権等に充分配慮するものとする。

【教員による指導の徹底】

第9条 教員は、インターネットを利用した教育活動を通じて、著作権、肖像権等に配慮するとともに、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童生徒が

正しく理解できるように努めるものとする。

- 2 児童生徒が電子メール等で情報発信する場合は、教員の監督のもとに行うこととする。
- 3 教員は、インターネットの危険性を考慮し、有害情報等の取り扱いに係る指導の徹底を図るものとする。

【その他】

第 10 条 教員が個人的に開設したホームページには、個人情報及び職務上知り得た情報を掲載してはならない。

- 2 教員は個人的に開設したホームページ上で、公的な名称を使用したり、公的なものと誤解されるようなホームページを作成・開設したりしてはならない。

補足 この要綱に示されていないものについては必要に応じ、教育委員会・学校・関係機関等により別途協議するものとする。

附則 この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日より施行する。